資料	１５

こどもレディース１１０番の家相談員の推薦について

市では、地域ぐるみでこども及び女性の安全を確保するため、緊急に避難できるお宅や店舗等を「久喜市こどもレディース１１０番の家」とし、その所有者の方などを「久喜市こどもレディース１１０番の家相談員」として委嘱しております。

令和８年３月末現在、８９８件の皆様にご協力をいただいており、ご自宅や店舗の入口などに「こども・レディース１１０番の家」と表示された黄色い看板の設置をお願いしております。

各行政区におきまして、「久喜市こどもレディース１１０番の家」にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、担当課までご連絡をお願いいたします。

【この看板が目印です】

相談員の業務

（１）相談員は、避難してきた者（以下「避難者」という。）を保護し、安全を確保します。

（２）相談員は、必要に応じて学校もしくは避難者の家族に連絡し、または警察署に通報するとともに、避難者の引き取りを依頼します。

※相談員は、個人の人格を尊重し、その秘密を守り、それらを他に漏らさないようにお願いいたします。

任　期

相談員の任期は２年（R8.6.1～R10.5.31）です。

ただし、補欠の相談員の任期は、その前任者の残任期間とする。

保　険

業務遂行中に相談員ご本人やご家族の方等が怪我をしたり、家屋等に施設損害をうけた場合に、加入している保険の範囲内において、その損害を補償します。

その他

相談員は再任することができます。

相談員にふさわしくない行為等が認められた場合には解職することがあります。

（問い合わせ先）

市民生活課	市民生活・防犯係	０４８０－２２－１１１１
菖蒲行政センター	地域振興係	０４８０－８５－１１１１
栗橋行政センター	地域振興係	０４８０－５３－１１１１
鷲宮行政センター	地域振興係	０４８０－５８－１１１１